

厚生科学審議会関係規程

○厚生科学審議会運営規程（平成十三年一月十九日 厚生科学審議会決定）（抄）
（委員会の設置）

第八条 部会長は、必要があると認めるときは、部会に諮って委員会を設置することができる。

○厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会運営細則
（平成二十九年三月三十日 医薬品医療機器制度部会決定）（抄）
（委員会の設置）

第一条 厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会（以下「部会」という。）に、その定めるところにより、委員会を置く。

（委員会の構成）

第二条 委員会は、厚生科学審議会の委員、臨時委員又は専門員の中から部会長が指名する者（以下「委員会委員」という。）により構成する。

（委員長の指名）

第三条 委員会に委員長を置く。委員長は、委員会委員の中から部会長が指名する。